

大規模小売店舗届出書

令和 8 年 5 月 29 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(設置者)

名 称 株式会社 IDOM

代表者氏名 代表取締役 羽鳥 裕介

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ガリバー^{まっどてん}松戸店

所在地 千葉県松戸市稔台三丁目 40 番地 1 ほか

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社 IDOM

代表者 代表取締役 羽鳥 裕介

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

3 大規模小売店舗を新設する日

令和 9 年 1 月 30 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

11,885 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添 図面 5 2～4 階平面図: 駐車場	15 台
合計	15 台

総収容台数 23 台確保し、納車用駐車場として供用します。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

なし

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
別添 図面 4 建物配置図及び 1 階平面図: 荷さばき施設	21.0 m ²
合計	21 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
別添 図面 4 建物配置図及び 1 階平面図: 廃棄物保管施設	1.44 m ³
合計	1 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 No.	利用可能な時間帯
駐車場	午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場 No.	出入口の数	位置
駐車場	2 箇所	別添 図面 4 建物配置図及び 1 階平面図に記載のとおり
合計	2 箇所	-

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能な時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

別紙(小売業者一覧表)

番号		氏名(名称)	法人の場合代表者の役職名及び氏名	住所(所在地)	主として販売する物品の種類	店舗面積(m ²)	開店時刻	閉店時刻	特記事項
店No	業者No								
1	1	株式会社 IDOM	代表取締役 羽鳥 裕介	東京都千代田区丸の内 二丁目7番2号	中古車等	11,885 m ²	午前10時00分	午後8時00分	
小売業者数 合計		1者				11,885 m ²			

添付書類

1 法人にあってはその登記事項証明書
別添のとおり ＜規則第4条第1項第1号＞

2 主として販売する物品の種類
中古車等 ＜規則第4条第1項第2号＞

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
＜規則第4条第1項第3号＞

* 建物配置図 図面 4 建物配置図及び1階平面図

* 各階平面図 図面 4 建物配置図及び1階平面図

図面 5 2～4階平面図

図面 6 5～R階平面図

4 建物計画の概要

(1) 敷地の概要

① 敷地の面積 4,755.97 m²

② 法令に基づく用途等

都市計画区域	市街化区域
用途地域	準工業地域

(2) 立地環境

① 計画地周辺の概要

計画地は京成松戸線みのり台駅から南方向約950mに位置しています。

西側と南側の市道が主たる接道となり、店舗周辺には飲食店や工場及び住居が立地しています。

② 隣接地の用途地域及び用途の現況

方角	用途地域	用途現況
北側	準工業地域	市道を挟み低層住宅、駐車場が立地
南側	第二種住居地域	市道を挟み戸建住宅、店舗、飲食店、美容院、倉庫が立地
西側	準工業地域	市道を挟み戸建住宅、マンション、店舗が立地
東側	第一種低層住居専用地域、 準工業地域	市道を挟み低層住宅、駐車場が立地 戸建住宅、工場、倉庫が隣接

(3) 店舗建物の構造及び面積等

① 建物の構造

鉄骨造 地上 6 階建て

② 建物面積の内訳

< 法第 5 条第 1 項第 4 号 >

ア 建築面積 2,239.46 m²

イ 延床面積 11,662.69 m²

ウ 各階ごとの店舗等の面積及び延床面積等

(単位: m²)

区分	店舗面積	利用者層が異なる併設施設 a		利用者層が同一の併設施設 b	その他(共用施設等)	延床面積
		オフィス	マンション			
R 階	1,709※	-	-	-	-	16.07
6 階	1,902※	-	-	-	0	1,708.83
5 階	1,902	-	-	-	0	1,901.73
4 階	1,902	-	-	-	0	1,901.73
3 階	1,902	-	-	-	0	1,901.73
2 階	1,323	-	-	-	687.30	2,009.80
1 階	1,247	-	-	-	975.92	2,222.80
合計	11,885	-	-	-	1,663.22	11,662.69

(注) 四捨五入により、個々の数値の和と合計の欄が合致しない場合があります。

※延床面積に含まれない、屋根のない青空展示場を店舗面積に算入しております。

③ 利用者層が同一の併設施設(併設施設 b)の内訳

該当なし

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

<規則第4条第1項第4号>

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事項等		各項目算出のための計算式等
行政人口	501,404 人	令和8年2月 住民基本台帳人口
地区の区分	その他地区	用途地域:準工業地域
S:店舗面積	11.885 千㎡	$11,885 \text{ m}^2 \div 1,000$
A:店舗面積当たり 日來客数原単位	1,000 人/千㎡	人口 40 万人以上&その他地区の場合の値 = = 1000 ($S \geq 10$ の場合の式)
B:ピーク率	14.4%	指針の基準値
L:駅からの距離	950m	駅名:京成松戸線 みのり台駅
C:自動車分担率	65%	= 駅からの距離に関わらず 65
D:平均乗車人員	2.09425 人/台数	店舗面積 10000 ㎡以上 20000 ㎡未満の場合の 値 = $1.5 + 0.05 * S$
E:平均駐車時間係数	1.4795	店舗面積 10000 ㎡以上 20000 ㎡未満の場合の 値 = $(65 + 2 * S) / 60$
小売店舗の必要台数	786 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
届出台数	15 台	

(2) 市町村条例等に基づく附置義務

① 附置義務の有無 有・無

(3) 特別な事情による必要駐車台数の算出

① 特別な事情の説明:

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」では、指針で定める値や計算方法によることが適当でない特別な事情がある場合には、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示してほかの方法で必要駐車台数を計算することができるとしております。

指針では、「自動車販売店など店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性による日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」などが特別な事情の例として挙げられており、今回の出店テナントである株式会社 IDOM は中古車販売という業態から、この特別な事情に該当すると考えます。そこで既存のデータに基づきガリバー松戸店の必要駐車台数を算出することとしました。

② 特別な事情による必要駐車台数 14 台

③ 算出根拠

株式会社 IDOM における既存店舗のうち、下記のような観点から類似性が認められる店舗の抽出を行いました。

- ・単独の中古車販売店舗で郊外型店舗
- ・他店舗と駐車場を共用していない独立型店舗
- ・展示エリア面積及び展示台数が 200 台以上の大型店舗
- ・既存店で売上及び集客力のある店舗

また、「ピーク率」「自動車分担率」「平均乗車人員」「平均駐車時間係数」「駐車場利用実態」の項目を令和 5 年 8 月 27 日(日)に調査を実施しました。

ア 類似店舗比較表

店舗名称	計画店舗 松戸店	類似店1 ガリバー浜松宮竹店	類似店2 ガリバー東大阪店	類似店3 ガリバー広島吉島店
所在地	千葉県松戸市	静岡県浜松市	大阪府東大阪市	広島県広島市
最寄駅	京成電鉄松戸線 みのり台駅	JR東海道本線 天竜川駅	近鉄けいはんな線 吉田駅	広島電鉄宇品線 御幸橋停留所
駅からの距離	950m	1,400m	1,180m	750m
用途地域	準工業地域	近隣商業地域	準工業地域 第一種住居地域	近隣商業
主要幹線道路	松戸市道	国道152号	府道21号線	広島市道
立地所在地行政人口	502,069人	790,402人	482,133人	1,177,498人
大店立地法対象店舗	○	○ (平成31年4月届出)	○ (令和元年12月届出)	○ (令和元年8月届出)
展示面積 (商談及び展示の合計面積)	届出面積:11,301㎡(仮)	届出面積:6,080㎡	届出面積:4,128㎡	届出面積:5,717㎡
展示台数(台)	約460台	287台	259台	247台
年間合計来客数 (人/24年4月～25年12月)	—	5251(人・年)	4295(人・年)	4038(人・年)
年間最大の来店客数 (人/24年4月～25年12月)	—	553(人・日)	410(人・日)	393(人・日)
年間休日ピーク日の客数	—	57(人・日)	39(人・日)	41(人・日)
展示台数当たりの 日來客数原単位	—	0.1986	0.1506	0.1660
ピーク率	—	21.0%	25.0%	23.0%
自動車分担率	—	100%	98%	100%
平均乗車人員	—	2.5	2.8	2.7
平均駐車時間係数	—	1.544	1.337	1.333
各店舗の駐車場設置台数	23台	13台	20台	29台
各店舗の駐輪場設置台数 (うち利用実態)	0台(-台)	0台(0台)	41台(0台)	5台(0台)

※ ピーク率、自動車分担率、平均乗車人員、平均駐車時間係数は、令和5年8月27日(日)の調査データです。

※計画店舗の展示台数は、店舗面積の駐車マス以外の箇所(車路等)に展示する車両も含まれるため、図面の展示台数の合計と異なります。

イ 特別の事情による必要駐車台数の算出式

事 項 等		各事項算出のための計算式
行政人口	501,404 人	令和 8 年 2 月 住民基本台帳人口
地区の区分	その他地区	用途地域: 準工業地域
S: 計画展示台数	460	計画展示台数の最大値
A: 展示台数当日来客数原単位	0.1986	類似店データの最大値
B: ピーク率	25.0%	類似店データの最大値
L: 駅からの距離	950m	駅名: 京成電鉄松戸線 みのり台駅
C: 自動車分担率	100%	類似店データの最大値
D: 平均乗車人員	2.500 人/台	類似店データの最大値
E: 平均駐車時間係数	1.544	類似店データの最大値
ピーク時来台数	9 台	$A \times S \times B \times C \div D$
必要駐車台数	14 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

※計画地は中古車販売店であり、車両の展示を建物屋外でも行っているため、店舗面積に対する来客数原単位の設定は適切でないことから、展示台数による原単位を設定するものとしました。

(4) 併施設利用者のための駐車場の必要台数について

該当なし

(5) 届出駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

駐車場		駐車場種類	立体駐車場(自走式)
来客が駐車する可能性のある駐車区画	駐車区画の数	普通車用	22 台
		軽自動車用	0 台
		身障者用	1 台
		高齢者用	0 台
		総収容台数	23 台 〈内訳: 届出台数 15 台、従業員及び納車用駐車場 8 台〉
	駐車区画の大きさ	普通車用	$2.5\text{m} \times 5.0\text{m} = 12.50 \text{ m}^2$
		軽自動車用	-
		身障者用	$3.5\text{m} \times 5.0\text{m} = 17.50 \text{ m}^2$
		高齢者用	-
	面積 (駐車区画の大きさ×総収容台数)		292.50 m^2
利用可能な出入口		2 箇所	
駐車料金の徴収の有無		無	
店舗専用・他の駐車場との共用の別		店舗専用	
敷地内・隔地の別(隔地の契約形態)		敷地内	
来客用利用可能時間帯		午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分	

(6)その他の駐車場

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	収容台数
従業員及び納車用駐車場	有	共用	8台
業務用駐車場	無	-	0台
合 計			8台

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 <規則第4条第1項第5号>

(1) 敷地周辺の道路の状況

上段:道路 No. 下段:道路名(通称)	道路 No.1 市道 23 号	道路 No.2 市道 75 号	道路 No.3 市道 7 地区 160 号	道路 No.4 市道 7 地区 159 号		
店舗からの方角	南	西	北	東		
店舗駐車場の出入口 (有の場合、出入口 No.)	有 (出入口①)	無	有 (出入口②)	無		
搬出入車両が使う出入口 (有の場合、出入口 No.)	有 (出入口①)	無	無	無		
幅員	車道	9.00m	7.00m	6.00m	5.05m	
	車線数	片側 1 車線	片側 1 車線	片側 1 車線	相互一車線	
	歩道	店舗側	3.29m	1.945m	無	無
		反対側	3.77m	1.255m	無	無
	路肩・中央分離帯他	無	無	無	無	
合計	16.06m	10.17m	6.00m	5.05m		
交通規制	駐車禁止 追越禁止	追越禁止	無	無		
安全施設	無	ガードパイプ	無	無		
信号交差点の数 (右折帯設置の交差点の数)	1(1)	1(0)	0	0		
横断歩道等の有無	有	有	無	無		
通学路の有無	店舗側	無	有	有	無	
	反対側	無	無	有	無	
バス路線の有無	有	有	無	無		
バス停の有無	無	無	無	無		
拡幅予定など	無	無	無	無		

(2) 駐車場の入庫処理能力

自走式で発券ブース等のない駐車場です。

(3) 敷地内駐車待ちスペース

出入口 No	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要駐車待ちスペース		スペース「無」の場合その理由・対策
				長さ	算出根拠	
出入口①	有	111.1m	無	-44.37m	$(4/60 \times 1.6 - 7.5) \times 6 = -44.36$	-
出入口②	有	83.7m	無	-44.20m	$(5/60 \times 1.6 - 7.5) \times 6 = -44.2$	

(4) 現状の平日、休日(日曜)それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	令和8年1月18日(日)、令和8年1月19日(月)
調査場所	交差点 A、交差点 B
調査の委託先	株式会社エスパシオコンサルタント
調査方法	交差点流入全方向(数取器による)
調査結果	別添「大規模小売店舗立地法手続きに係る交差点処理計画」のとおり。

(5) 開店後の周辺道路の交通量の予測

<規則第4条第1項第5号>

予測方法	現況交通量のピーク時間帯に当該店舗立地による発生交通量を上乘せし評価する。
予測の根拠	方向別交通量を普通車・大型車の別に数取り機でカウントする。
予測結果	別添「大規模小売店舗立地法手続きに係る交差点処理計画」のとおり。

7 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

<規則第4条第1項第6号>

(1) 来客の自動車を駐車場に案内する経路の設定

経路を示す図面	「図面 9 来退店経路図(広域)」 「図面 10 来退店経路図(周辺)」	
商圈設定の考え方	店舗から半径 3km を商圈とした。	
経路設定の考え方・配慮	周辺市道、県道 281 号、県道 51 号を基本として設定した。	
入 出 庫 の 説 明	出入口①	(来店)C,D 方面から左折入庫 (退店)B 方面へ左折出庫
	出入口②	(来店)A,B 方面から右折入庫 (退店)A,C,D 方面へ左折出庫

(2) 来客の自動車を駐車場に案内する方法及び交通への支障を回避するための方策

項目		具体的な内容
案内表示の設置(敷地内、周辺)		駐車場出入口に駐車場案内看板を設置いたします。
ちらし等の配布・ホームページへの掲載などによる周知		配布方法:ホームページ等に店舗地点を掲載いたします。 内容等:住所、電話番号、店舗案内、営業時間を掲載いたします。
交通整理員の配置		配置場所:駐車場出入口 配置人数:適宜従業員等を配置 配置日・時間:オープン日及び繁忙日に配置を検討
周辺道路に通学路「有」の場合の安全策	来客車両に係る安全策	来客車両があった場合に従業員が駐車場まで行き、誘導を致します。
	荷さばき車両に係る安全策	通学時間帯を避けた運用を致します。
右折入出庫「有」の場合の解析結果、具体的安全対策等		①右折入出庫「有」とした理由 狭隘な道を経路設定することを避けるため、出入口②については右折入出庫と致しました。なお、解析の結果遅れなしとなっており、前面道路への滞留は生じないと予測しております。 ②右折入出庫の安全策 必要に応じて交通整理員を適宜配置し、安全確保に努めます。
その他交通への支障を回避するための方策		駐車場の出入口は見通しのよい配置といたします。

8 駐輪場の計画

(1) 駐輪場の収容台数

収容台数:0 台

(2) 指針の参考値による必要駐輪台数の算出

S:店舗面積	11,885 m ²
必要駐輪台数算出式	S:11,885 m ² /35 m ²
必要駐輪台数	340 台

(3) 市町村条例等に基づく附置義務

①附置義務の有無: 有 ・ 無

(4) その他の事情による駐輪台数の算出

【既存の利用実績による台数算出】

P7 記載の通り、既存類似店舗で自転車利用は確認されませんでした。

株式会社 IDOM は自動車中古車販売店であり、業態特性により自転車・バイク等の需要がないことから、当該店舗における必要台数は 0 台とします。今後の営業において必要となる場合は駐輪場等の整備を検討します。

(5) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場の設置はございません。

(6) 駐輪場の管理体制

駐輪場の設置はございません。

(7) 駐輪場案内の表示方法

駐輪場の設置はございません。

9 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設 No.	届出面積	想定する車両	同時作業 可能台数	待機スペース	
				有無	届出面積 に含むか
荷さばき施設	21 m ²	乗用車	1 台	無	-
合計	21 m ²	-	-	-	-

近隣駐車場までトレーラー(10t 車)で輸送し、当該店舗まで自走します。

※当該店舗は他店舗のような大型搬送トラックでの搬入が困難であるため、中古車を自走で運ぶ計画となっております。

(2) 搬出入車両の出入口

荷さばき施設 No.	搬出入車両の出入口の数(専用・兼用の別)	出入口 No.
荷さばき施設	来客兼用 1 箇所	出入口①

(3) 荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

(4) 搬出入車両の安全策

荷さばき施設 No.	出入口における安全策	敷地内での安全策
荷さばき施設	<ul style="list-style-type: none"> ・来客車両の動線と分離した位置で作業を行います。 ・適宜従業員による誘導を実施いたします。 	荷さばき車両の場内転回時、安全に十分留意して運用します。

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

<規則第4条第1項第7号>

【荷さばき施設】

搬出入時間帯	搬出入車両数		廃棄物 車両… b	総合計 a + b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	乗用車	計… a			
6時00分～7時00分	1台	1台		1台	10分
7時00分～8時00分					-
8時00分～9時00分					-
9時00分～10時00分	2台	2台		2台	20分
10時00分～11時00分	2台	2台	1台	3台	30分
11時00分～12時00分					-
12時00分～13時00分					-
13時00分～14時00分	2台	2台		2台	20分
14時00分～15時00分					-
15時00分～16時00分					-
16時00分～17時00分	2台	2台		2台	20分
17時00分～18時00分					-
18時00分～19時00分					-
19時00分～20時00分					-
20時00分～21時00分	2台	2台		2台	20分
21時00分～22時00分	1台	1台		1台	10分
合計	12台	12台	1台	13台	130分
1台当たりの 平均的処理時間	10分	10分	10分	10分	-

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

- ・同時作業可能台数：1台…A
- ・1時間当たり延べ処理可能時間：60分（60分×A）…B
- ・ピーク時処理時間：10時～11時 延べ30分…C

B（1時間当たり処理可能時間）＞C（ピーク時処理時間）であり、ピーク時でも対応可能な計画としております。

11 遮音壁等を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

<規則第4条第1項第8号>

該当なし

12 各関連施設から発生する騒音に対する対策の概要等

(1) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場構造	届出台数 (総収容台数)	利用時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
立体駐車場 (2階)	15台 (23台)	午前9時30分～ 午後8時30分	平坦な構造とします。	夜間営業は行いません。

(2) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の騒音対策	専用スペースを確保し、荷さばき時間を短縮します。
荷さばき作業の騒音対策	作業人員の騒音防止意識を徹底させます。

(3) 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物回収 場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
屋内(1階)	午前6時00分～ 午後10時00分	-	回収時間帯は昼間とします。

(4) BGM等の営業宣伝活動の予定

BGM等の使用の有無 有・無

13 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面
 <規則第4条第1項第9号>

項目	設置の有無	設置数	騒音レベル	稼働時間帯	騒音対策	定格出力等
キュービクル	有	1	49.4 dB以下	24 時間	設備は最小限の稼働とします。	-
空調機室外機	有	5	77.0 dB以下	8 時 30 分～20 時 30 分		-
排気口	有	7	85.5 dB以下	8 時 30 分～20 時 30 分		-
給気口	有	2	58.5 dB以下	8 時 30 分～20 時 30 分		-

14 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
 <規則第4条第1項第10号>

	予測地点		昼間 (午前6時～午後10時)		夜間 (午後10時～午前6時)	
	高さ	用途地域 (地域の類型)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)
A	-3.5	準工業地域(C 類型)	60	35	50	<30
B	4.2	準工業地域(C 類型)	60	48	50	<30
C	-0.1	準工業地域(C 類型)	60	45	50	<30
D	5.3	第二種住居地域(B 類型)	55	51	45	<30
E	2.2	準工業地域(C 類型)	60	47	50	<30
F	4.7	準工業地域(C 類型)	60	35	50	<30

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

すべての予測地点において、昼間・夜間の等価騒音レベルは環境基準値を下回ります。

静穏に努めて運用してまいります。近隣の方々より騒音に関するご意見を頂いた場合には、状況を確認し適切に対応いたします。

15 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

<規則第4条第1項第11号>

予測地点			規制基準(dB)	予測結果(dB)	備考欄
	高さ	用途地域 (区域の区分)			
P1	6.8	準工業地域(第三種区域)	50	32	キュービクル 01

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

<評価>

予測地点 P1 において、定常騒音の騒音レベルの最大値は規制基準値を下回ります。

静穏に努めて参りますが、万が一近隣の方々よりご意見等を頂いた場合は、誠意を持って対応いたします。

16 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠
 <規則第4条第1項第12号>

(1) 廃棄物等の排出

廃棄物種別	S:店舗面積		A:1日当たり 廃棄物排出量 指針原単位× S	B: 平均 保管 日数	C: 見かけ 比重 (t/m ³)	排出 予測量 A×B÷ C
	6000 m ² 以下	6.000 千m ²				
紙製廃棄物等 (再資源可能なものに限る)	6000 m ² 以下	6.000 千m ²	1.248t	1.00 日	0.10	13.13 m ³
	6000 m ² 超	5.885 千m ²	0.065t			
			計 1.313t			
金属製廃棄物 (アルミ製・スチール製の容器等)	6000 m ² 以下	6.000 千m ²	0.042t	1.00 日	0.10	0.60 m ³
	6000 m ² 超	5.885 千m ²	0.018t			
			計 0.060t			
ガラス製廃棄物 (ガラス製の容器)	6000 m ² 以下	6.000 千m ²	0.036t	1.00 日	0.10	0.48 m ³
	6000 m ² 超	5.885 千m ²	0.012t			
			計 0.048t			
プラスチック製廃棄物 (食料容器、食料品トレイ等)	6000 m ² 以下	6.000 千m ²	0.120t	1.00 日	0.01	13.80 m ³
	6000 m ² 超	5.885 千m ²	0.018t			
			計 0.138t			
生ごみ等 (食品廃棄物等)	6000 m ² 以下	6.000 千m ²	1.014t	1.00 日	0.55	2.06 m ³
	6000 m ² 超	5.885 千m ²	0.118t			
			計 1.132t			
その他の 可燃性廃棄物等	6000 m ² 以下	6.000 千m ²	0.324t	1.00 日	0.38	1.69 m ³
	6000 m ² 超	5.885 千m ²	0.318t			
			計 0.642t			
合計						31.76 m ³

(2) 特別な事情による廃棄物等の予測排出量

特別な事情の説明: 当該計画店舗は、中古車販売店であり、店舗面積に比して1日に「排出される廃棄物量が少ないことから、業態特性により大規模小売店舗立地法指針における廃棄物種別の予測量と異なるため、既存店舗の排出実績による必要保管容量を確保致します。	
予測排出量	0.35 m ³
■小売店舗部分の排出量予測の根拠(「浜松宮竹店」「東大阪店」「広島吉島店」利用状況より) 「浜松宮竹店」「東大阪店」「広島吉島店」の廃棄物排出量はすべての店舗で1週間当たり700ゴミ袋が1袋未満であることから、同容量を確保する計画としております。 紙製廃棄物等 :1週間当たり700 ゴミ袋×1 =0.07 m ³ 金属製廃棄物等 :1週間当たり700 ゴミ袋×1 =0.07 m ³ ガラス製廃棄物等 :1週間当たり700 ゴミ袋×1 =0.07 m ³ プラスチック製廃棄物等:1週間当たり700 ゴミ袋×1 =0.07 m ³ その他の可燃性廃棄物等:1週間当たり700 ゴミ袋×1 =0.07 m ³ ※業態特性上、生ごみは発生いたしません。 上記の算出により、必要保管容量は0.35 m ³ と予測しました。	

(4) 廃棄物の保管場所の計画

【廃棄物保管施設】

ア 廃棄物保管施設の計画

<規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な容量 (A×B)	保管可能な 面積 A	保管可能な 高さ B	廃棄物保管施設の 位置
紙製廃棄物等	0.288 m ³	0.33512 m ²	0.86m	図面4 参照
金属製廃棄物等	0.288 m ³	0.33512 m ²	0.86m	
ガラス製廃棄物等	0.288 m ³	0.33512 m ²	0.86m	
プラスチック製廃棄物等	0.288 m ³	0.33512 m ²	0.86m	
その他可燃物	0.288 m ³	0.33512 m ²	0.86m	
合計	1.44 m ³	1.6756 m ²		
(参考)廃棄物保管施設全体の面積(C) 1.68 m ² (C≥A)				

イ リサイクル品(再利用対象物)保管施設の計画

<規則第3条第1項第4号>

紙製廃棄物等、金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の
リサイクル品保管施設は、廃棄物等保管庫と兼用します。生ごみは発生しない計画です。

ウ 廃棄物等保管施設の容量(届出容量=保管可能な容量の合計)

廃棄物保管施設の容量	1.44 m ³
------------	---------------------

廃棄物保管施設の総容量	1.44 m ³ ≥ 0.35 m ³ (特別な事情の予測量)
-------------	---

17 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画・食品加工場の計画

(1) 廃棄物減量化・リサイクル計画

ア 法令への対応

① 食品リサイクル法対応	該当なし
② 容器包装リサイクル法対応	該当なし
③ 家電リサイクル法対応	該当なし
④ 小型家電リサイクル法対応	該当なし
⑤ 資源有効利用促進法対応 (パソコン等)	該当なし

イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組

①商品搬入時における取組	販売する商品(中古車)は直接自走した搬入を行うため、廃棄物は発生しません。
②営業活動における取組	各店舗に責任者を置いて、廃棄物の分別を徹底し、再利用を促します。
③地域住民等の意識を高めるための活動内容の公表等の取組	環境対策等を企業の取り組みとしてPRします。
④その他取組	廃棄物の発生抑制に努め、生じた場合は品目ごとの分別や、減量化及び資源化を行います。

ウ 廃棄物リサイクル・処理計画

廃棄物の種類	リサイクル割合	処理方法・資源化後の利用方法 (主なもの)	処分業者
紙製廃棄物等	100%	敷地外処理 資源化	許可業者 (未定)
金属製廃棄物等	100%	敷地外処理 資源化	許可業者 (未定)
ガラス製廃棄物等	100%	敷地外処理 資源化	許可業者 (未定)
プラスチック製廃棄物等	100%	敷地外処理 資源化	許可業者 (未定)
その他可燃性廃棄物等	50%	敷地外処理 資源化、一部焼却	許可業者 (未定)

※業態特性上、生ごみは発生しません。

(2) 食品加工場等計画

該当なし

18 防災・防犯対策への協力

(1) 防災対策

防災協定等締結の有無	有 ・ 無
締結協定の内容	-
協定以外の防災対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置 ・深夜営業の自粛 ・夜間における駐車場出入口の施錠

(2) 小売店舗に係る防犯対策

・定期的に従業員等が店内及び敷地周囲を巡回し、防犯に努めます。

(3) 併設施設における防犯対策・非行防止策

該当なし

19 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

【計画等名】 千葉県屋外広告物条例
<p>【上記計画に沿って、当該店舗において配慮する事項】</p> <p>地域の景観に配慮した施設の整備及び緑化等、積極的に良好な景観の形成に努めます。 千葉県屋外広告物条例を遵守し、良好な景観の形成及び風致の維持に配慮します。</p>

(2) 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	必要緑化面積算出根拠
4,755.20 m ²	457.81 m ² 「敷地面積(自動車駐車施設部分を除く)の10%」	①必要緑化面積:456.77 m ² ②根拠法令:松戸市における宅地開発事業等に関する条例に基づく「敷地内緑化施設」 ③計算式:{開発区域面積(4,755.20 m ²)-自動車駐車施設面積(187.50 m ²)}×0.10
<緑化の内容> 高木、中木、低木を緑化内に配置する。		

(3) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	駐車場内	
照明灯の方向	下方照射	
照明の強さ	周辺への悪影響が無いよう配慮します。	
点灯時間	日没から閉店後 1 時間程度	
光害対策	周辺住居に対して光害による悪影響を及ぼさないよう、細心の注意を払い照射方向や照度に配慮します。	

(4) その他、景観への配慮

特記すべき事項	建物等に設置する看板類は、屋外広告物条例を遵守した計画とします。
---------	----------------------------------

20 歩行者の通行の利便性の確保

歩行者の通行の利便性の確保	敷地内に店舗への歩行者動線を確保いたします。
夜間照明の設置	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無

21 その他、設置者及び小売業者が指針で求めている配慮事項以外に地域社会へ協力できる事項等

・自治体より災害時の防災対策への具体的な協力要請等あれば、可能な限り協力致します。

22 届出事項一覧表

届出事項			
店舗面積		11, 885 m ²	
駐車場の位置及び 収容台数	位置	「図面 5 2～4 階平面図」	
	収容台数	駐車場	15 台
		合計	15 台
駐輪場の位置及び 収容台数	位置	該当なし	
	収容台数	駐輪場	0 台
		合計	0 台
荷さばき施設の位 置及び面積	位置	「図面 4 建物配置図及び 1 階平面図」	
	面積	荷さばき施設	21.0 m ²
		合計	21 (21.0) m ²
廃棄物等の保管施 設の位置及び容量	位置	「図面 4 建物配置図及び 1 階平面図」	
	容量	廃棄物保管施設	1.44 m ³
		合計	1 (1.44) m ³
開店時刻及び閉店時刻		開店時刻:午前 10 時 00 分 閉店時刻:午後 8 時 00 分	
来客が駐車場を利用することができる時間帯		駐車場	午前 9 時 30 分～午後 8 時 30 分
駐車場の自動車の出入口の数 及び位置		数	2 箇所
		位置	「図面 4 建物配置図及び 1 階平面図」
荷さばきを行うことができる時間帯		荷さばき施設	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分